

箕面市市長表彰要綱

平成 22 年 1 月 13 日訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市長表彰について必要な事項を定めることにより、より多くの市民を適宜表彰することを目的とする。

(表彰対象者)

第 2 条 市長表彰の対象者は、市民で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) スポーツ及び文化をはじめとする全国を対象とした大会等で地方予選、審査等を経て出場し、又は出品した者
- (2) 人命救助、犯罪者の逮捕等に協力した者
- (3) 優れた功績を挙げ、もって本市の名声を高め、市民に敬愛され、明るい希望を与えた者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

(表彰対象者の情報収集)

第 3 条 表彰対象者の情報は、次に掲げる方法により収集する。

- (1) 庁内各課から随時収集する方法
 - (2) 自薦他薦を問わず市民から収集する方法
- 2 前項第 2 号に定める方法による情報の収集のため、市の広報による周知を年 2 回行うものとする。

(表彰者の決定)

第 4 条 市長表彰される者の決定は、市長が行う。

(表彰の方法)

第 5 条 市長表彰は、表彰状を授与することによって行う。

(複数回の受賞等)

第 6 条 同一事由による複数回にわたる受賞は、これを妨げない。

2 市の機関が実施する他の表彰との重複受賞は、これを妨げない。

3 年齢による受賞制限は、設けない。

(表彰の事務)

第 7 条 市長表彰に係る事務は、秘書担当課が行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市長表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以後に表彰の対象となる事由が生じた場合について適用する。